



福岡医発第1064号（地）
平成24年7月17日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

生活保護の医療扶助における向精神薬の適正受診指導と
後発医薬品の使用促進に関する取組について（協力依頼）

今般、福岡県における生活保護受給者に対する向精神薬の重複処方の適正受診指導に対する取り組み及び、後発医薬品の使用促進について、福岡県福祉労働部保護・援護課より別紙のとおり協力依頼が参りました。

そこで、平成24年7月5日開催の全会第10回全理事会で協議の結果、本取組に協力することに致しましたので、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、本取組に協力いただけますよう、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 向精神薬の重複処方の適正受診指導に対する取組

生活保護受給者のうち複数の医療機関から向精神薬の重複処方がある者については、主治医を訪問し病状をお聞きしたうえ、必要があれば適正な受診の指導が行われます。

その際、医療機関を訪問しての病状調査において県が委託した薬剤師が同行することがあります。

2 後発医薬品の使用促進に関する取組

別紙パンフレットを薬局に配布し、生活保護受給者に対して「後発医薬品の一旦服用」の協力をお願いしておりますので、医療機関においてもご理解とご協力をお願いします。

なお、医師が後発医薬品への変更不可としている場合及び薬局に在庫が無い場合については本取組の対象とはなりませんことを申し添えます。

小郡三井医師会より

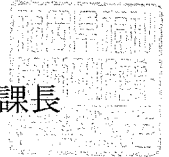
医療保険担当理事 山下拓郎
精神保健担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

24保援第1352号

平成24年7月 9日

福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部保護・援護課長
(保護企画係)



生活保護の医療扶助における向精神薬の適正受診指導と
後発医薬品の使用促進に関する取組について（協力依頼）

平素から生活保護行政の適正な運営にご協力いただき深謝いたします。

さて標記のことについて、福岡県では次のとおりの取組を予定しておりますので、ご承知おきくださるとともに、福祉事務所職員が医療機関を訪問した際にはご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 向精神薬の重複処方 of 適正受診指導に対する取組

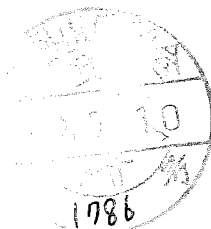
生活保護受給者のうち複数の医療機関から向精神薬の重複処方がある者については、主治医を訪問し病状をお聞きしたうえ、必要があれば適正な受診を指導いたします。

その際、医療機関を訪問しての病状調査において県が委託した薬剤師が同行することがありますのでご承知おきください。

2 後発医薬品の使用促進に関する取組

別紙パンフレットを薬局に配布し、生活保護受給者に対して「後発医薬品の一旦服用」の協力をお願いしますので、医療機関においてもご理解とご協力をお願いします。

ただし、医師が後発医薬品への変更不可としている場合及び薬局に在庫がない場合については本取組の対象としないことを申し添えます。



ジェネリック医薬品とは？

くすり

Q. どんなお薬なの？

いやくひん こうはついやくひん よ

ジェネリック医薬品は、後発医薬品とも呼ばれ、
せんばついやくひん しんやく とつきよ き あと
先発医薬品（新薬）の特許が切れた後につくられ
くすり
た薬です。

き め あんぜんせい だいじょうぶ

Q. 効き目や安全性は大丈夫？

いやくひん せんばついやくひん おな せいぶん

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ成分
おな りょう ふく くすり げんせい しんさ つか
を同じ量含む薬で、厳正に審査したものが使わ
れています。

いやくひん せんばついやくひん ひんしつ

ジェネリック医薬品と先発医薬品は、品質や
き め あんぜんせい おな
効き目、安全性が同じです。

つか

Q. みんな使っているの？

せんばついやくひん ていかかく いりょう しつ

先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を
お いりょうひ さくげん
落とすことなく、医療費の削減につながります。

おうべい はばひろ つか にほん

このため、欧米では幅広く使われていて、日本
ぎょうせい いりょうほけん くにぜんたい ふきゅうそくしん
でも、行政や医療保険など国全体で普及促進に
と く
取り組んでいます。

いやく ひん

ジェネリック医薬品について

ふ あん

わからないことや不安なことが

ふくし じ む しょ

あるときは、福祉事務所や

い し やくざい し そう だん

医師または薬剤師に相談

しましょう。

いやく ひん

ジェネリック医薬品について

せいかつほご じゅきゅう みな

～生活保護を受給している皆さまへ～

一旦、使ってみませんか？
いったん つか

福岡県



厚生労働省

せいかつほご じゅきゅう みな いやくひん いったん ふくよう いただ ねが
生活保護を受給している皆さまにジェネリック医薬品を一旦、服用して頂くことをお願いしています。

ジェネリック医薬品を一旦、服用
してみてください。

ジェネリック医薬品を一旦、服用
した後も続けてみてください。

ジェネリック医薬品の注意点

ジェネリック医薬品の品質や効き目、
安全性は、これまでのお薬と同じです

国全体でジェネリック医薬品の普及に
取り組んでいます

薬局で、ジェネリック医薬品の説明を
受けましたら、一旦、服用してみてください

ジェネリック医薬品を一旦、服用した後
に、これまでのお薬に戻すことはできま
すが、ジェネリック医薬品は、品質や効き
目、安全性はこれまでのお薬と同じです
ので、特に変更する必要がなければ続
けて服用してみてください

生活保護を受給している皆さまにおか
れましても、ジェネリック医薬品の
普及促進にご理解・ご協力をお願いしま
す

先発医薬品によっては、ジェネリック
医薬品が発売されていないものがありま
す

病気や体質によっては、医師の判断に
より、先発医薬品からジェネリック医薬品
に変更できないことがあります

医療機関や薬局により、取り扱ってい
るジェネリック医薬品が異なります

※ ジェネリック医薬品の服用を強制するものではありません

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

**生活保護におけるジェネリック医薬品（後発医薬品）
の使用促進について御協力のお願い**

- 国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいる中、平成24年4月より、生活保護における後発医薬品の新たな使用促進策を実施します。
- 具体的には、ジェネリック医薬品の効能・安全性及び国全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、ジェネリック医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図ることにしています。
- 生活保護を受けている方が、処方せんを持参し、調剤を受けに来ましたら、別添のリーフレットを使用しながら下記について説明し、ジェネリック医薬品を一旦服用して頂くよう促してください。 ※別添のリーフレットは生活保護受給者にも配布しています。

- ① ジェネリック医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であること。
- ② 医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいること。
- ③ 生活保護では、本人の同意のもとで、ジェネリック医薬品を一旦、服用して頂くことをお願いしていること。
 - ※ 一旦服用する期間は、1回の処方期間を目安。
 - ※ 処方医がジェネリック医薬品への変更を不可としている場合は、本取組の対象外。
- ④ ジェネリック医薬品を一旦服用した後に、本人の意向により元に戻すことは可能であること。

- また、ジェネリック医薬品を一旦服用したことがある生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、ジェネリック医薬品を変更する特段の理由がなければ、継続して服用して頂くよう促してください。
- 生活保護のジェネリック医薬品の普及促進にご理解・ご協力をよろしくお願いします。